

2007年3月(第1回定例会)一般質問

2007年3月

日本共産党 6番 大久保ハ太

最初に、市長の基本姿勢について質問いたします

釘宮市長は 去る1月11日の新春会見で4月の統一地方選で実施される大分市長選に立候補することを表明しました。市長は「行政改革に伴う財政の健全化には一定の道筋もでき市民協働のまちづくりも着実に進んでいると実感している」などと述べました。また、提案理由説明でも、この4年間を私なりに総括いたしますと、行政改革の断行による財政の健全化や市民協働のまちづくりによって、市政の各分野において着実な前進をみることができたと実感しておりますが、とりわけ、市民、NPO、企業などの総参加によるまちづくりの機運が高まったことは、何にも増して大きな成果であると確信いたしております」と述べています。

そこで、基本姿勢をただしたいと思います

今、地方政治をめぐる政治的対決の中心点についてであります、「オール与党」政治は1990年代から全国の多くの地方自治体で支配的になり、「住民の福祉と暮らしを守る」という地方自治本来の仕事を投げ捨て、巨大開発に莫大な税金を投入するという「逆立ち」政治を続けてきました。大分市は、その典型的であったと考えます。

特にこの4年間の小泉「構造改革」路線の地方政治への押しつけは、こうした地方自治体の反動的な変質を一段と深刻にしました。

第1の問題は、自治体独自の福祉の仕事を投げ捨てる「地方改革」路線を許さず、住民の福祉と暮らしを守るという自治体本来の仕事を守り、充実させることだと考えますが、市長の見解をただします。

第2の問題は、大企業の「呼び込み」のための巨大インフラ整備、誘致補助金のばらまきが全国で競い合っている行われています。住民福祉を切り捨てて、大企業に奉仕する新しい「逆立ち」政治の是非が問われています。大分市ではキャノ ンに 10 億円の奨励金を出し、上水道、公共下水道、道路整備など、いわゆるインフラ整備に約 16 億円投入しました。それでも企業に対する奨励金が少ないと県は不満で、大分市に増額を求めようとしています。市長は、企業の誘致に対してのこれまでの考えと、今後の対応について質問いたします

第3の問題は、全国的には住民犠牲のこうした「逆立ち」政治を押しつけながら、相次ぐ談合汚職、不正事件など、税金を食い物にした腐敗と墮落がすすめられ、国民の大きな怒りの的となっています。全国各地で官製談合、税金の不正支出が明るみに出されました。福島県、和歌山県、宮崎県では、県知事が直接関与した官製談合が発覚し、辞職・逮捕となりました。また、大阪市、奈良市、京都市で「部落解放同盟」の幹部や組織がらみの不正や不祥事が相次いで明るみに出ました。「解同タブー」は、いよいよ崩れました。

同時に、国が同和対策を終了して5年たつのに、地方では不公正な同和行政が、なおほびこっていることを直視しなければなりません。大分市も不公正な同和行政の完全終結を目指すべきと考えます。さらに、官製談合を大分市では起こしてはならないと考えます。

市長はこれまで、談合防止のための一定の取り組みをしてきたが、談合汚職をなくす万全

な対策をとる必要があると考えます。同和行政の基本的な姿勢とあわせて、2点について質問いたします。

第4は、国政による地方自治法、地域社会の破壊を許していいのかという問題です。

今、国政による地方切り捨てが、次のような特徴をもって進められています。これとたたかい、安心して住み続けられる地域社会を守ることが、多くの住民の切実な課題となっています。

一つは、国政による地方自治体の攻撃であります。いわゆる「平成の大合併」によって、3,232 あった市町村が、3月には 1,807 市町村まで減少しました。このもとで住民サービスの後退や周辺地域の衰退、地域社会の崩壊などを食い止め、住みやすい町をつくるのが切実な問題となっています。「三位一体」改革の名で、国の責任放棄につながる教育や福祉の補助負担金の削減、地方交付税の一方的削減が行われ、地方自治体財政に大きな困難をもたらしてします。地方自治体への財政的しめつけをやめさせなければなりません。

いま一つは、国政による地域社会そのものの破壊も深刻になっています。「構造改革」路線のもとで、都市でも農村でも、地域に人が住めなくなる崩壊現象、郵便局の集配業務の廃止、公共交通の廃止、大型店の野放図な出店、中心商店街の衰退、こうした国による地域破壊に反対し、安心して住み続けられる地域社会を守っていくことが重要だと考えます。この点での市長の見解をたずねます。

次に、環境問題について質問いたします。

最初は、新日鐵のばいじん公害についてであります。

「ばいじん」公害がひどい状況にある、なんとかしなければという地域の皆さんの思いが一つになり、2年前にばいじん公害をなくす会が結成されました。そして、市の説明会や、市への要望書の提出、さらには、地域での調査活動など、活動を行ってきました。昨年10月からはアンケート調査活動を行いました。配布枚数 5,300 世帯で、返ってきたのが 401 通、7.5%のかえり、高いところでは、東大分校区 11.8%、日岡校区 10.7%などになっており、特に関心が高いことを示しています。

アンケートに寄せられた声をいくつか紹介しますと、萩原の人ですが、「ばいじん公害は知っていたが、こんなにひどいと思っていませんでした。子供の健康も心配だし、夏でも窓を開けていられないような状態では正直、異常であると感じます。対応を急いで下さい」また、「子供がせき込んだので、病院に連れて行くと、気管支炎だった。大変心配です」牧地区の方は、次のように言っています。「昔、公害都市の代名詞だった北九州市から転居しましたが、その時、大分市の街全体が汚れた感じには驚きました。しばらくたって、その原因が新日鐵の粉じんとわかりました。北九州市には製鉄所が2カ所ありますが、煙突から出る煙の色が全く違います……。大分市が日本一きれいな街にとのキャンペーンをやっていましたが、その前にやることあると言いたいです」

また、もう一人の方は「こちらへ引っ越してきてから、妻がぜんそくになり、3年くらい通院しています。健康にどう対処したらよいか」案じています。

日吉町の方は、「とにかく新日鐵の早急に対策をとってほしい、また、対策のためのスケジ

ルールを近隣住民に公表してほしい」と言っています。

原新町の方は、「子供のぜんそく、気管支炎悩んでいます。夏場は窓を開けられない、目に鉄粉がささり、眼科に何度も行った原因がはっきりしているのだから保障してもらいたい」

——以上、ほんの一部を紹介しましたが、ばいじん公害への怒りの返事が多くありました。

アンケートの分析の結果は、第一に、ばいじん公害について、予想以上に多くの人が強い関心をもっていること。

第二に、自動車や窓の汚れだけではなく、気管支炎やぜんそくなど人体に影響が出ていると考えられます。

第三に、特にひどいのが舞鶴地区、東大分、日吉地区となっていますが、滝尾地区の方は農作物が心配とか、明野地域や、遠くは緑ヶ丘の方が定期的に新日鐵の煙突の写真をとって観察をしている方もいます。私たちが予想以上に広範囲に影響が広がっていることがわかりました。

第四に、アンケートでは、被害保障の要求が強いということです。

第五に、「ばいじん公害」対策について、県、市は、もっと真剣に取り組むこと、行政に対する不満が強いこと、などがあげられます。

以上の立場を踏まえて、質問いたします。

第一に、アンケートによる「ばいじん公害」が予想以上にひどい状況であるだけに、関心が高いことと併せて、深刻な実態の認識があるのか。

第二に、被害保障の要求が強いが当然だと考えます。被害補償するための全体調査をすべきであります。

第三に、ばいじん対策については、昨年1年間だけでどのようにしたのか、また、今後の計画はどうなっているのか。

第四に、新日鐵の悪臭についての苦情もかなり寄せられました。この対策について、どのようにしているのか。

第五に、1号地、2号地をはじめ、進出大企業のすべての煙突でのばい煙について、どうい成分がどのくらい排出されているのか、総点検し、その対策をとること。

以上5点について質問いたします。

次に、自治体ぐるみ選挙の問題について質問いたします。

私は先日、元職場の同僚から相談をしたいという電話がありました。さっそく訪問すると、自治委員が地位利用して選挙運動しているのは問題ではないかということでした。具体的には、区の集会場で県政報告会をするのに、特定の候補の名前が入った演説会案内ビラを市報の中に折り込んで配布した。そして、事前に演説会参加の要請もしていたということでした。自治委員は、設置規則の第1条で「市民の便益及び市政の円滑なる運営を図るため」となっています。

また、公職選挙法においては、自治委員(特別職の公務員)を含むすべての国、または地方公共団体の公務員の地位利用による選挙運動等について規制されています。自治委員に対する指導について、厳しく行うべきだと考えますが、市としてはこれまでどのように対応してきたのか、また、今後の取り組みについて質問いたします。

次に、消防行政について質問いたします。

昨年の12月16日午前3時半ごろ、大分市里で火災が起こり、木造二階建てを全焼し、隣家の壁の一部も焼け、一人が焼け跡から遺体が見つかったと報道されていました。この地域は道路が狭くて、消防自動車が入れない状況だったと聞いています。消防自動車が入れていたら、全焼はまぬがれ、尊い命をおとさなくて済んだのではとされています。

市内には、消防車が入ることができない地域、いわゆる狭隘道路は、市街地で78カ所、準市街地8カ所、その他の地域14カ所で合計100カ所となっています。さらに100の地区内に消防自動車通行不能道路が5本以上存在する地域は、38カ所もあります。市民の財産と生命を守るために、消防車が入れるように道路の拡幅する具体的対策を取る必要があります。また、当面の緊急対策はどのように考えていますか。以上二点について質問いたします。

さらに、里地区内にある消火栓が、当日機能を果たさなかったと聞いているが、その原因と、今後の対策について聞きたいのであります。

最後に、道路整備について質問いたします。

原川土地区画整理事業と萩原土地区画整理事業区域内の道路整備についてであります。

この区域は、面積で641.3ヘクタールであり、約3万人を超す多くの人が住んでいます。しかも、産業基盤整備のため区画整理を行い、関係権利者が平均24%、土地を削減され、大変な犠牲によって事業がすすめられました。産業道路も22m道路などの幹線道路が全部、背後地住民の犠牲でできたものであります。

事業が終了して11年が経過をしました。ところが最近、道路や歩道がところどころ隆起したり、大きいひびが入り、歩行が困難になる状況があります。特にお年寄りが隆起したところにつき当たり、転んでケガをするケースが増えています。また、お年寄りの方が手押し車で買い物をして帰ったら、卵が割れていたというケースもあります。いわゆるデコボコ道となっています。

その理由は、この地区を整備する時期は、財界の要求か知りませんが、鉋さいを使用し、道路舗装をしていました。鉋さいは、永年経過すると傍聴する性質があり、道路舗装の路盤には適さないということで、現在は使用されていないと聞いています。

この地区の歩道部分について、抜本的な改修工事を早期にするべきです。見解をただし、第一回目の質問を終わります。